

悩みや心配ごとはありませんか 6月1日(日)は「人権擁護委員の日」

問人権政策課 ☎・㈹(582)1116 FAX(582)0539

人権擁護委員は、地域住民の中から広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解がある人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。市内では11人の人権擁護委員が、法務局や市内の人権相談所で悩みごとや心配ごとの相談を受ける、身近な相談相手です。

市では、この日を中心に一層の啓発活動を推進するため、街頭啓発を実施し、特設相談所を開設します。

人権擁護委員による人権相談

原則第1・3木曜日

午前9時～正午

(祝日・年末年始は除く)

市役所 2階 相談室

申込不要

悩みごと・心配ごと

- 差別を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- セクハラ・パワハラを受けた
- いじめ・虐待・体罰を受けた
- インターネットによる誹謗中傷を受けたなど



市内の人権擁護委員と人権擁護推進員(50音順・敬称略)

学区	人権擁護委員	人権擁護推進員	学区	人権擁護委員	人権擁護推進員
守山	小林 珠美、中井 英雄	徳富 敬一、向井 了誠	河西	鈴木 道文、山根 祐太郎	中出 智子、行村 道江
吉身	田吉 雄、清水 佐代子	小渕 一美、川本 成子	速野	今井 知春、本山 福賀子	石原 慶子、今井 きよ美
小津	寺田 芳弘	寺田 久登、藤井 浩宣	中洲	西本 麗子	木村 芳次、森田 信彦
玉津	藤木 好美	菅原 美貴子、三品 さぬ江			

人権擁護推進員は、各学区の人権擁護委員と連携し、地域における人権擁護活動などを行っています。

令和7年度 政府主催慰霊巡拝 の参列遺族募集

旧主要戦域となった陸上や遺骨収集の望めない海上などの戦没者、または旧ソ連・モンゴル地域で抑留中に死亡した人を対象に、慰霊巡拝を行います。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

戦没者の配偶者・父母・子・兄弟姉妹、
参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没
者の孫、戦没者の甥・姪など

申込書は市健康福祉政策課に設置



県ホームページ

問・市健康福祉政策課

☎・㈹(582)1123 FAX(582)1138

・県健康福祉政策課

☎(528)3514 FAX(528)4850

戦没者のご遺族の皆さまへ 第12回 特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母)がおらず、次の順番による先順位の人1人。

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの用件を満たしているかどうかで順番が入れ替わります。

④1~3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

支給内容 額面27万5,000円、5年償還の記名国債

請求方法 令和10年3月31日までに市健康福祉政策課へ。
※郵送請求可。詳しくは、下記へお問い合わせください。

他・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお1人が受け取るもの
です。遺族間の調整は、記名国債を受け取った人が責任
をもって行ってください。

・全国で一斉に受け付けを行うため、国債の受領まで1年
程度かかります。

問・市健康福祉政策課 ☎・㈹(582)1123 FAX(582)1138
・県健康福祉政策課 ☎(528)3514 FAX(528)4850